

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010那第64号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年5月23日（日） 11時40分ごろ	
発生場所	沖縄県那覇港内 那覇市新港第1防波堤南灯台から真方位142° 1,410m付近 （概位 北緯26° 12.8′ 東経127° 39.6′）	
事故等調査の経過	平成22年9月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船船所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷	
	プレジャーボート リペア1、0.7トン 210-50470 沖縄、個人所有 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 なし ウォータージェット推進器損傷	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、那覇港内でウェイクボードをえい航して遊走中、ウェイクボーダーが落水したので回収に向かっていたところ、平成22年5月23日11時40分ごろ、えい航索をジェット推進器に吸い込んで運航不能となった。 本船は、僚船にえい航されて出艇場所に戻った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 5、視界 良好	
その他の事項	本船は、遊走中に、ウェイクボーダーが落水したので回収する際、離島航路の定期船の航走波に気を取られていた。 ウェイクボーダーは、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、那覇港内でウェイクボードをえい航して遊走中、船長が、落水したウェイクボーダーに接近する際、ウェイクボードのえい航索を避けなかったため船底の海水吸入口から同索を吸い込んだものと考えられる。 船長は、ウェイクボーダーに接近する際、離島航路の定期船の航走波に気を取られ、えい航索を避けなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、那覇港内で遊走中、船長が、落水したウェイクボーダーに接近する際、離島航路の定期船の航走波に気を取られていたため、ウェイクボードのえい航索を避けず、同索を船底の海水吸入口から吸い込んだことにより発生したものと考えられる。	

